

せんなん里海公園「さとうみ磯浜」及び「しおさい楽習館」

管理マニュアル

1. 背景

せんなん里海公園「さとうみ磯浜」は、海浜地区の自然豊かな環境として、誰もが利用できる公園として整備するため、大阪府が平成19年度から事業が進められた。

磯辺観察や環境学習の場として、利用を望む声が多いことから、最小限必要な安全対策を施し、平成25年4月より、自己責任を前提とした暫定的な開放を実施した。

その後も、開設に向けて必要と思われる安全対策を実施し、休憩施設を兼ねた自然環境学習拠点「しおさい楽習館」と併せて、平成29年3月25日に開設した。

2. 目的

「さとうみ磯浜」は、海辺の危険を伴う施設であることから、専門家やボランティア、行政、指定管理者などで構成する検討会において施設の安全について議論し、利用者の **自己責任** を前提としつつ、安全な利用に向けた指導や啓発を行う公園管理を行うこととしている。

本マニュアルは、「さとうみ磯浜」及び「しおさい楽習館」の開設に際して、府民が、安全かつ快適に利用できるように、せんなん里海公園指定管理者が実施する管理方法について定めることを目的とする。

3. 区域の概要

- ① 名 称：せんなん里海公園「さとうみ磯浜」及び「しおさい楽習館」
- ② 所在地：阪南市箱作、箱の浦ほか泉南郡岬町淡輪
- ③ 面 積：開設面積 7.75ha（水面部分含む。）

4. 利用規程

● さとうみ磯浜

（全域）

- ① 来園者にリスクがあることを認識してもらい、自己責任を前提とした利用とする。
- ② 保護者の付き添いのない小学生未満の子どもだけの立ち入りは禁止とする。
- ③ バーベキューや花火など火気の使用は禁止とする。
- ④ ゴミ箱は設置せず、持ち帰りとする。
- ⑤ 遊泳及びジェットスキー、ボート、カヤック等の使用を禁止とする。
（ただし、指定管理者主催イベントや行為許可に基づくボート等の使用は除く。）
- ⑥ 動植物の採取は原則禁止とする。ただし、イベントや観察等指定管理者が承諾した場合は除く。
- ⑦ バイクやスケボーは乗り入れ禁止とする。ただし、車イス、自転車は乗り入れ可能とする。
- ⑧ ペットの持込みは可能とする。また、ターフや小型テント等の使用は可能とする。

(タイドプール・外海部分)

常時立ち入り禁止とする。ただし、以下の場合には使用を認める。

- ・レクチャーを受けた方が行う釣りについては、磯釣りのみ可能とし、周囲に危険を及ぼす恐れのある投げ釣りなどは禁止とする。

- ・指定管理者に事前利用申し込みを行った場合。

レクチャーを受けて、指定管理者が門扉の開閉を行なうことにより入場を認める。

ただし、最終閉鎖時間は15:45を原則とするが、事前申し込み時に調整をする。

- ・当日利用の場合。

下記の「レクチャーを実施する期間・曜日」を案内の上、レクチャーを受けた後、指定管理者が門扉の開閉を行うことにより入場を認めることとする。

※レクチャーを実施する期間・曜日：3月1日から11月30日までの土日祝

時間帯：午前1回（9:30）

午後1回（13:30）

(前島部及び海浜植物育成区域)

常時立ち入り禁止とする。

ただし、指定管理者が必要と認める場合は、立ち入りを許可することができる。

● しおさい楽習館

- ① 小学校の校外学習やイベントなどの際には、一般来園者の利用を制限し、教養施設として利用する。

- ② 上記の使用がない場合は、休養施設として一般の利用に供するものとし、掲示板にその旨を掲示する。

5. 管理内容

● さとうみ磯浜

- ① 利用日：通年

- ② 門扉の開閉時間：外海部分 常時閉鎖

内海部分 原則9:00から17:00まで（夜間閉鎖）

- ③ 利用指導

- ・禁止行為や危険行為をしている利用者には、注意看板表記の趣旨を説明して中止してもらう。

- ・保護者を伴わない子ども（小学生未満）だけの立ち入りがあれば保護し、区域外に誘導する。

- ・ジェットスキー等の侵入があれば立ち入り禁止である旨を伝え、退出を勧告する。

- ・その他、危険行為と思われる場合は注意し中止してもらう。

- ④ 清掃

- ・区域全体の清掃（流木も含む。）を、年間2回実施する。（概ね、4月・9月）

- ・日常清掃は、2回／週 実施する。

⑤ 巡視・点検・補修

- ・巡視の際は、公園施設（救命浮環、注意看板、管理柵、門扉、木製デッキ、ブイ等）の状況を把握し、必要に応じて補修を行う。
- ・危険な状況を発見した場合は、速やかに応急措置や立ち入り禁止措置を図る。

● しおさい楽習館

① 利用日：通年（ただし、12月29日から1月3日までを除く。）

② 出入口の開閉時間： 原則9：00から16：30まで（夜間閉鎖）

③ 備品等の管理

- ・倉庫内の備品、休憩所内のパネル展示等の管理
- ・備品（机・イス・タッチプール・ライフジャケット等）を無償で貸出しする。
- ・プロジェクターやモニター等の機器を貸し出し、必要に応じて操作をサポートする。

④ タイドプール部事前利用申し込み者への対応

- ・利用申込を受付け、利用日程等の調整を行うとともに、掲示板においてあらかじめ告知する。
- ・利用日当日には、安全な利用に関するレクチャーを行なう。

⑤ タイドプール当日利用者への対応

- ・3月1日から11月30日までの土日祝 午前1回（9：30）午後1回（13：30）安全な利用に関するレクチャーを行なう。

⑥ 小学校の校外学習等での利用への対応

- ・利用申込を受付け、利用日程等の調整を行うとともに、掲示板においてあらかじめ告知する。
- ・プロジェクターやパソコン等を活用して、環境学習指導をサポートする。

⑦ 危険箇所撮影監視カメラの運用

- ・さとうみ磯浜用に設置する危険箇所撮影監視カメラについては管理事務所内に操作機器を設置しており、「大阪府営せんなん里海公園危険箇所撮影監視カメラ管理要綱」に基づき適正に管理運用を行うものとする。

6. 非常時対応

気象警報発令時（阪南市または岬町域）

- ・波浪注意報、雷注意報が発表された場合は、放送で注意喚起すること。
- ・波浪警報、高潮注意報及び警報、津波注意報及び警報が発表された場合、利用者を区域外に退避させ、門扉を施錠する。尚、大雨洪水注意報、警報では利用中止としないが、発表にかかわらず、雨の状況により滑りやすく危険と判断した場合は、同様に利用中止し、門扉を施錠する。
- ・さとうみ磯浜利用者への気象警報周知や退避勧告として、放送設備等を使用して広く区域内へ呼びかけること。